

長 寿 第 110号
平成27年6月10日

各指定通所介護事業者 殿

奈良県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合に関する届出について

平素は本県介護保険行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」等の改正により、平成27年4月1日から指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合には、知事に対してその内容について届け出ること及び事故が発生した場合は必要な措置を講じた上で報告することが必要となりました。

各事業者におかれましては、厚生労働省において定められた「指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿った事業運営に努めてください。

なお、提出書類及び届出時期は下記のとおりです。

記

1. 提出書類

指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する開始（変更、休止・廃止）届出書

2. 届出時期

- ① 宿泊サービスの提供を開始するとき：宿泊サービスの提供開始前
※既に宿泊サービスを実施している事業者については平成27年9月末までに届出を行ってください。
- ② 届出内容に変更があったとき：変更後10日以内
- ③ 宿泊サービスを休止または廃止するとき：休止・廃止の日の1月前まで

<連絡先>

介護事業係

電話：0742-27-8532

FAX：0742-27-3075